

道北ドクターヘリ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、道北ドクターヘリ事業実施主体および基地病院である旭川赤十字病院が運航する道北ドクターヘリの機体に掲載する広告に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 厚生労働省が定めた「救急医療対策事業実施要綱」に規定する「ドクターヘリ導入促進事業」(国庫補助金)の対象外となる運営費および装備品の購入費を確保するものとする。

(広告の掲載位置等)

- 第2条 広告枠の位置、数、価格および規格は旭川赤十字病院院長(以下「院長」という。)が別途「道北ドクターヘリ広告掲載取扱基準」をもって定める。

(広告の掲載条件等)

- 第3条 掲載する広告の内容は、原則として公益性を妨げないもので、ドクターヘリの活動に不利益を与えないものでなければならない。

(広告の掲載期間)

- 第4条 広告を掲載する期間は、院長が別に定める。
- 2 広告掲載期間中、機体整備等の都合により広告の掲載を中断することがある。

(広告の募集方法)

- 第5条 広告の募集は、旭川赤十字病院ホームページや院内掲示等で行うものとする。

(広告の申込み)

- 第6条 広告の掲載を希望する者は、道北ドクターヘリ広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告案を添えて、院長が指定する期間内に申込みものとする。
- 2 申込みのできる広告の数は、1つの事業者について1枠までとする。
- 3 院長は、第1項の規定による申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込みを行った者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 院長が指定する期間内に申込みされた広告数が、募集している広告の枠数を上回った場合は先着順とし、下回った場合は、先着順で、空いている枠に対し、別に院長が定める期間について随時申込みすることができる。

(掲載広告の決定)

- 第7条 院長は、広告掲載選定委員会を設置し、広告を選定する。

(掲載広告の決定の通知等)

第8条 院長は、前条の規定により掲載の可否を決定した場合は、申込みを行った者に対しその決定の内容を道北ドクターヘリ広告掲載決定通知書(様式第2号)または広告非掲載決定通知書(様式第3号)により通知する。

(広告デザインの作成および提出)

第9条 前条の規定により掲載の決定を受けた者は(以下「広告主」という。)は、道北ドクターヘリに掲載する広告デザイン(以下「広告データ」という。)を自己の負担により作成し、院長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 院長は、前項の規定により提出があった広告データの内容が適当でないと認めたときは、必要な変更を求めることができる。

(広告物の作成)

第10条 前条の規定により決定した広告データに基づき、院長の負担により広告物(以下「広告シール」という。)を作成し、道北ドクターヘリの機体に掲載する。

(広告料の納付)

第11条 広告主は、掲載の決定後院長が指定する期日までに、掲載広告料を一括して前納するものとする。ただし、院長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

2 院長は、納付の確認を行うため、広告主に対して必要な書類の提出を求めることができる。

(広告内容の変更)

第12条 広告主は、一箇月を単位として広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとする場合は、変更しようとする日の20日前までに、院長に対し、道北ドクターヘリ広告掲載内容等変更申込書(様式第4号)に掲載しようとする広告データを添えて提出しなければならない。

3 院長は、前項の規定による申込みを受けた場合は、広告の内容を審査し、必要に応じて広告主に対し変更を求めることができる。

4 院長は、前項の規定による審査を行った結果、掲載を承認した場合は、広告主に対しその決定の内容を道北ドクターヘリ広告掲載内容等変更承認通知書(様式第5号)により通知する。

5 広告内容の変更による広告シールの作成は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第13条 院長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

- (2) 指定する期日までに広告データの提出がないとき。
- (3) 第9条第2項および第12条第3項の規定による変更の求めに広告主が応じないとき。
- (4) 広告主の事業、広告データの内容が、第3条第2項各号の規定に該当するとき。
- (5) その他、道北ドクターヘリへの掲載する広告として適切でないと院長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により道北ドクターヘリへの広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、院長に対し、道北ドクターヘリ広告掲載停止申込書(様式第6号)を提出しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第15条 既納の広告掲載料の返還は行わない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなかったときは、広告掲載を取り消した月の翌月以後期間に相当する広告掲載料を返還するものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の債務)

第16条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を追うものとする。

- 2 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任および負担において解決する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、双方の協議により決定する。

附 則

この要綱は、平成23年10月11日から施行する。